

# 三春町立三春小学校 いじめ防止基本方針



作成：平成28年 4月 1日

訂正：令和 4年 4月 1日

訂正：令和 6年10月 1日

# 三春町立三春小学校いじめ防止基本方針

三春町立三春小学校

## 1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、「いじめ防止対策推進法」「福島県いじめ防止基本方針」「三春町いじめ防止基本方針」を受けて、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止等を目標に本方針を策定した。

いじめ防止等のための本校の基本的な考え方を以下に示す。

- (1) 日頃から児童と教職員との信頼関係を築き、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導に努める。
- (2) 教職員は「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」ことを強く認識し、教育活動全体を通して、未然防止及び早期発見に計画的に取り組む。
- (3) 児童の主体的な活動を通して、いじめのない学校を目指すことができるように指導、支援に当たる。
- (4) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校全体で組織的に、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 日頃から家庭・地域との連携を密にし、児童の情報を共有して指導に当たる。

## 2 いじめとは

いじめを見逃さないために、下記の定義を基に、いじめの捉え方を明確にして共通理解を図る。

### 【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<留意点> 「いじめ」の見逃しを防ぐために「いじめの定義」が見直されてきた。

- ・自分より弱いものに対して一方的に ⇒ 一定の人間関係  
※力関係は問わない。
- ・心理的又は物理的な攻撃を継続的に加え ⇒ <削除>  
※継続的であるか否かは問わない。
- ・相手が深刻な苦痛を感じているもの ⇒ <削除>  
※深刻であるか否かは問わない。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員が判断することなく、法第22条「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上での悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校がいじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

本校においては、学校の実態や日々変化する社会情勢から起こりがちな「いじめ」の態様としては以下のものが挙げられる。

- (1) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 上級生の下級生に対する威圧的な言動。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なもの。
- (6) 特に配慮が必要な児童が含まれるもの。
  - ア 発達障害を含む、障害のある児童
  - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
  - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童
  - エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難をしている児童

上記の疑いがある行為を発見した場合はもちろんのこと、訴えがあった場合は当該児童及び保護者の立場に立って、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、必要に応じて関係機関と連携して対応に当たる。

### 3 校内組織について

いじめ対策等の対策のための組織として、校長・教頭・生徒指導主事に集約された情報への対応を決定する「いじめ対策委員会」を適宜実施する。本校のいじめ防止体制の中核として機能するように、下記の点に留意する。

- (1) 毎月の職員会議や生徒指導全体会においていじめ防止等の取り組みや進捗状況、児童ここの状況等について、情報を全教職員で共有し、児童理解に努める。
- (2) いじめの疑いに関する情報があつた場合には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任等、少人数による緊急いじめ対策委員会を開催し、初期対応として情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取など、対応方針等について協議する。
- (3) 外部の専門家としてスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーを位置づけ、日常的に連携を図る。また、教育委員会の指導を受け、必要に応じて弁護士、医師、教員・警察官経験者などとの連携を図る。

#### ◇いじめ対策委員会の主な役割◇

- (1) 教育活動全体でのいじめ防止等の取り組みの推進に関すること。
- (2) 保護者、地域住民へのいじめ防止の啓発に関すること。
- (3) いじめ相談・通報の窓口、いじめに関する情報収集と共有、記録に関すること。
- (4) いじめを察知した場合の迅速で的確な対応に関すること。
- (5) いじめ防止等の取り組みについてP D C Aサイクルでの検証に関すること。

### 4 いじめ未然防止について

- (1) いじめについての共通理解
  - いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえて、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
  - いじめの態様や特質、具体的な指導上の留意点などについて、定期的に校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員で共通理解を図っていく。
  - 全校集会や学級活動などで、計画的に校長・学級担任がいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気及び環境を学校全体に醸成していく。
- (2) 社会性の育成
  - 人間関係づくりの能力や自己有用感、規範意識を高める取り組みを年間を通して計画的に進める。
  - 学級活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間等を活用して、ソーシャルスキル・トレーニングやロールプレイなどを取り入れた取り組みを学校行事と関連させながら効果的に進める。
  - 日常的な縦割り班活動、通常学級との特別支援学級との交流及び共同学習、地域をフィールドにした校外学習・自然体験学習を通して、社会性を高めるとともに豊かな心の育成を目指す。このことを通して、いじめに向かわない態度や能力を育む。
  - 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- (3) 主体的・対話的で深い学びを目指した授業づくり
- 授業のユニバーサルデザイン化を進め、すべての児童が授業に参加できるように工夫する。
  - 現職教育・学力向上チームが中心となり、授業において児童全員が学び、誰一人取り残さない授業づくりを推進する授業研究の体制を作る。
  - 公開授業の参観者研修を通して、教師自身が児童一人ひとりの学びを見取る目を磨き、学んでいるのはなぜか、学んでいないのはなぜか、教員としての資質・能力を育む。そのことにより、いじめ防止の学校風土を醸成する。
- (4) 児童が主体となった活動の推進
- 児童自らがいじめの構造や態様などについて、自らが学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取り組みを進められるように指導を工夫する。
  - 縦割り班活動を通して、他者を思いやる気持ちや助け合う気持ちを体得できるように指導を工夫する。
- (5) 保護者・地域住民への啓発活動
- 学校のいじめ問題に関する取り組みや学校評価結果の公表などにより、保護者、地域住民の理解と協力を得る。
  - 学校だより及び学校HPにより、学校としてのいじめ防止に対する方針等を示すことで啓発に努め、家庭・地域全体にいじめ防止の機運を醸成する。
  - 情報モラル教育を推進し、児童の意識の向上とともに保護者への啓発に努める。

## 5 いじめの早期発見

- (1) 教職員の取り組み
- 日頃から全教職員で児童への声かけ見守りなどを行うとともに、保護者との連絡等を密に行い、児童・保護者との信頼関係の構築に努める。
  - 「いじめはどの子どもにも起こりうる」という前提を踏まえて、些細な兆候であっても見逃すことがないようにアンテナを高く持つ。いじめが危惧される場合には早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、管理職へ報告・連絡・相談を徹底する。
- (2) 児童への対応
- 教育相談計画に基づき、学期1～2回の定期的なアンケート調査や調査結果に基づいた教育相談を実施する。また、気にかかる様子がある場合は、随時、教育相談を実施し、いじめの実態把握に努める。
  - 年度当初の5月、6月や夏休み明けの9月、11月、12月においては、学級担任を中心として全教職員で特に注意深く見守り、早期発見に努める。
  - 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) 保護者・地域住民との連携

- P T A三役会などを通して、いじめにかかわらず児童に関する情報が速やかに学校に伝わるよう日頃からP T A役員との情報共有を密にする。
- 年間4回開催する学校運営協議会での意見交換において、いじめ問題を話題にし、情報が入りやすい体制を構築する。

**6 いじめに対する措置**

(1) いじめ対策委員会による対応

- いじめの情報が確認された場合は、校長は速やかに臨時いじめ対策委員会を招集し、組織的に対応を進め、解決に当たる。決して学級担任だけが抱え込むことにならないよう、日頃から緊急時の情報伝達経路を確立し、全教職員に徹底する。  
なお、具体的な対応については、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）」（別紙1）による。

(2) スクールカウンセラーとの連携

- 緊急時には状況を伝え、いじめ対策委員会への指導助言を得る。一応の見られた場合でも、専門的な見地からのアドバイスを得ながら、関係する児童の心のケアに努める。

(3) 教育委員会、P T A役員等との連携

- 教育委員会への事実経過報告を速やかに行い、連携して対応を進める。また、P T A会長などの学校関係者へ連絡し、対応について理解と協力を得るとともに、状況についての推移や情報提供をお願いする。

(別紙1)

## 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)

三春町立三春小学校

目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う。

設置主体：三春町立三春小学校

構成：教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者

根拠等：いじめ防止対策推進法第22条

### 【構成メンバー】

#### ①校内

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター  
養護教諭、当該学級担任

#### ②外部

スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、学校運営協議会委員  
PTA三役、学校医

※外部からの人材については、必要に応じて会議に参加するものとする。

### 【具体的な役割】

◇学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割の担う。

#### 1 PDCAサイクル

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。

#### 2 相談・通報窓口

- いじめの相談・関係機関への通報の窓口としての役割を担う。

#### 3 情報収集・記録・共有

- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

#### 4 組織的な対応の中核

- いじめの疑いの係る情報があったときには、緊急のいじめ対策委員会を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。



(別紙2) ※「三春町いじめ防止基本方針」より

重大事態への対応フロー図

